

移動等円滑化取組計画書

2025 年 6 月 24 日

住 所

〒660-0072
兵庫県尼崎市大庄川田町 108 番地の 1

事業者名

阪神バス株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 城島和弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 ・当社が保有する一般路線バス車両においては、2019 年度末時点でバリアフリー対応車両（ノンステップバス・ワンステップバス）の導入率 100%を達成している。ノンステップバスの導入比率は 2024 年度末時点で 64.9%（163 両／251 両）となっている。今後ともノンステップバスの導入率の向上を図っていく。 ・当社の高速道路を経由する路線については、リフト付きバスまたはスロープ付きバスの導入について検討する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ・2020 年度に作成した「運転士教本」を用いた教育を行い、引き続き、乗務員の接客対応の向上、および平準化を図る。特に高齢者・障がい者が安心してバスに乗車できるよう教育を行っていく。また乗務員のみならず、お客様に対してもご協力を呼びかけ、高齢者・障がい者等のお客様を全体で支援する社会になるように寄与していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・路線バス車両 ・停留所・ターミナルの設備更新	・ワンステップバスからノンステップバスへの更新 ・老朽化の進む点字ブロックや案内物等を更新する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
円滑に乗降するための装置の整備	バリアフリー車両のスロープ板や車椅子固定器具といったハード面の整備を行うとともに、集合教育等を通じて、ソフト面の整備も行い、適切な役務を提供する。
バス車内モニターの利用	バス車内に設置しているモニターを用いて、停留所名および運賃に加えて、ダイヤ改正等の情報を提供する。また、車内放送を用いて、停留所名等を案内する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
空港リムジンバスにおける車いす対応車両の周知	2019年12月から運行を開始している空港リムジンバスの車椅子対応車両について、HPやのりばでの周知を強化し、利用促進を図る。
バス車両へのステッカー貼付	一般路線バス車両内に、優先座席の案内や、車いす用スペースの案内のためのステッカーを貼付する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・バスロケーションサービスの周知	・一般路線バスの停留所にQRコードを貼り付け、運行情報や接近情報へのアクセスの簡素化を図る。
・バス車両における情報提供の拡充	・行き先の視認性向上のため、新たに導入する車両の行先表示器を、路線バス車両は白色LED、高速バス車両はフルカラーLEDとする。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の対応力・技術力の向上	・集合教育等を通じて、車椅子の取り扱いに対する定期訓練を行う。 ・運転士教本を活用し、乗務員の高齢者・障がい者に対する理解度を高める。
乗務中の添乗観察	乗務時に添乗し、高齢者・障がい者が安心して乗車できるよう教育を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内自動音声やポスター等の掲示物を活用	・車内自動音声、広報啓発キャンペーン等で配布される掲示物等を用いてお客様へ周知を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・バス待ち環境の改善を図るため、停留所のベンチ・上屋の更新・設置を計画する。 ・一般路線バス全線が利用できる高齢者専用定期券（グランドパス）の利用を促進し、シームレスな移動と運賃支払い時の利便向上を図っている。 ・総務部をバリアフリーの主管部として、社の推進体制を構築する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

Ⅴ 計画書の公表方法

HP へのアップロード

Ⅵ その他計画に関連する事項

特になし

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。